

全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して

県では、「千葉県人権施策基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進してまいりました。

また、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会づくりを目指し、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を令和6年1月から施行し、取組を進めています。

しかし、私たちの周りには、女性やこども、高齢者や障害のある人に対する差別や偏見、虐待などの人権問題が依然として存在しています。

近年では、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別、性的マイノリティへの偏見、ハラスメントなど、新たな人権問題が発生・顕在化するとともに、人口減少やグローバル化の進展、技術の革新など様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生していることから、人権課題も多様化・複雑化してきました。

このような人権をめぐる様々な状況の変化や課題を踏まえ、基本指針を改定いたしました。今後とも、全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して、人権施策を推進してまいります。

結びに、基本指針の改定に当たり、御意見をいただきました「千葉県人権施策基本指針検討会議」の委員の皆様をはじめ、改定に御協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年11月

千葉県知事 熊谷 俊人